

## 1. 目的

あいち防災人材として認証を受けた者(以下、「被認証者」という。)のうちから、あいち防災協働社会推進協議会(以下、「協議会」という。)が、他の模範となる者を表彰することにより、県民主体の防災・減災活動の活性化及び取組の拡大を図るとともに、地域防災のリーダーとなる人材や次世代の担い手となる人材の増加を促進し、もって地域防災力の充実・向上を図ることを目的としています。

## 2. 表彰の種類

あいち防災人材表彰は、次の2種とします。

- (1) あいち防災人材大賞 (一点)  
地域防災力の向上に特に貢献すると認められた者に対して表彰します。
- (2) あいち防災人材奨励賞 (数点)  
地域防災力の向上に貢献すると認められた者に対して表彰します。

## 3. 応募対象

- (1) あいち防災人材表彰は、次の基準を満たす者が対象となります。
  - (ア)被認証者(防災・減災カレッジを修了し、あいち・なごや強靱化共創センター(以下、「共創センター」という。)からあいち防災人材の認証を受けている)であること
  - (イ)実践した取組が、愛知県内を主たる活動範囲とし、他の模範となる優れた自主的な防災への取組であると協議会が認めること
- (2) 過去既にあいち防災人材大賞を受賞した者は、同種の表彰の対象としません。

## 4. 応募書類

応募は、次の2種とします。

- (1) 自薦(被認証者自身が申請する場合)

様式第1号 あいち防災人材表彰申請書を提出

活動の詳細が分かる資料・写真を添付（任意様式 A4判-20枚まで）

(2) 他薦（被認証者が属する団体の長が推薦する場合）

様式第2号 あいち防災人材表彰推薦書を提出

活動の詳細が分かる資料・写真を添付（任意様式 A4判-20枚まで）

## **5. 応募方法**

4. 応募書類をメール (kyoso@gensai.nagoya-u.ac.jp) で提出してください。

## **6. 応募期間**

2025年1月31日（金）まで

## **7. 表彰の基準**

次の基準により、選考を行います。

- (1) 他の取組の模範となる先進的な活動であること
- (2) 地域防災活動等において、顕著な成果・実績を上げていること
- (3) 原則として、3年以上にわたる継続的な活動であること

## **8. 審査**

(1) 事前審査

共創センター職員が形式審査を行います。

(2) 本審査

共創センター教員・職員、協議会構成員、防災・減災カレッジ共催団体等により審査を行います。

## **9. 被表彰者の決定**

共創センターは、審査結果を協議会幹事会に諮り、被表彰者を決定します。

## **10. 被表彰者の決定通知**

共創センターWeb ページ等で被表彰者を公表するとともに、被表彰者に個

別に連絡します。

### 1 1. 表彰の方法

2025年度の防災・減災カレッジ開校式（6月末頃）において、表彰状を授与します。

### 1 2. 発表・公表

- (1) カレッジ開校式において、取組内容の発表をお願いする場合があります。
- (2) 共創センターWeb ページに、模範となる取組事例として掲載させていただく場合があります。

### 1 3. スケジュール

- 2024年1月31日 申請書及び推薦書の提出締切
- 2月上旬 共創センターによる事前審査
- 2月下旬 審査員による本審査
- 3月下旬 協議会による被表彰者決定
- 4月下旬 共創センターWeb ページにより被表彰者発表
- 6月下旬 協議会による表彰及び取組発表

### 1 4. 提出先

あいち・なごや強靱化共創センター 防災・減災カレッジ事務局

メール : kyoso@gensai.nagoya-u.ac.jp

メールタイトル:「カレッジ表彰申請(推薦)書提出 氏名」

※添付資料にも、氏名を付記してください。

電話 : 052-747-6979

### 1 5. 個人情報の取り扱い

- (1) ご提供いただいた個人情報は、あいち防災人材表彰に関する事務処理のために利用し、その他の目的には使用しません。
- (2) ただし、応募者の同意を得たうえで、共創センターWeb ページに被表彰

者として氏名、所属団体、顔写真、活動内容等を掲載させていただく場合があります。